

令和6年 第3回(6月) 筑紫野市議会定例会
【建設環境常任委員会 委員長報告】

議案第40号及び議案第41号の2件について、
審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、『議案第40号 筑紫野市自転車駐車場条例等の一部を改正する条例の制定』の件について、
ご報告いたします。

本件は、本年5月17日に公告された福岡広域都市計画事業筑紫駅西口土地区画整理事業の換地処分に伴い、事業区域内の土地の地番が一新されたことから、同区域内にある公共施設の位置の表示を変更する必要があるため、関係する3つの条例の一部を一括改正するものです。

委員会では、新しい地番の付け方にルールはあるのかとの質疑があり、執行部からは、市庁舎に最も近い街区を起点として、原則、時計回りで地番を付けているとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第４１号 筑紫野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、健全かつ良好な都市環境を確保するため、本年３月２９日付けで決定した福岡広域都市計画地区計画（萩原・城山地区）に係る内容を追加するとともに、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」の改正に伴う所要の変更を行うため、条例の一部を改正するものです。

委員会では、高さの最高限度が３１メートルであるが、隣接する戸建て用地に対して日照権の問題は出ないのかとの質疑があり、執行部からは、問題が生じないように、戸建て用地から十分な距離を取って建物を配置する計画であるとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。